


平成28年度税制改正大綱速報

(平成27年12月16日現在)



1 . 法人課税

番号	項目	内 容	適用開始時期等									
1-1	法人税の税率の引き下げ	次のとおり、税率を段階的に引き下げる。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>【現行】</th> <th colspan="2">【改正案】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">23.9%</td> <td>平成28年4月1日以後開始事業年度</td> <td style="text-align: center;">23.4%</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日以後開始事業年度</td> <td style="text-align: center;">23.2%</td> </tr> </tbody> </table>	【現行】	【改正案】		23.9%	平成28年4月1日以後開始事業年度	23.4%	平成30年4月1日以後開始事業年度	23.2%	平成28年4月1日以後 に開始する事業年度	
【現行】	【改正案】											
23.9%	平成28年4月1日以後開始事業年度	23.4%										
	平成30年4月1日以後開始事業年度	23.2%										
1-2	生産性向上設備等の特別償却等の廃止	(1) 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除制度は、適用期限（平成29年3月31日）をもって廃止する。 (2) 即時償却及び税額控除率の上乗せ措置は、平成28年3月31日とされている適用期限を延長しない。	(1) 平成29年3月31日 をもって廃止 (2)平成28年3月31日 をもって廃止									
1-3	減価償却制度の見直し	下記の資産につき、定率法を廃止し、これらの資産の償却の方法を次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>資産の区分</th> <th>【現行】</th> <th>【改正案】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物附属設備及び構築物 (鉱業用のこれらの資産を除く)</td> <td>定額法又は定率法</td> <td>定額法</td> </tr> <tr> <td>鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備及び構築物に限る)</td> <td>定額法、定率法又は 生産高比例法</td> <td>定額法又は 生産高比例法</td> </tr> </tbody> </table>	資産の区分	【現行】	【改正案】	建物附属設備及び構築物 (鉱業用のこれらの資産を除く)	定額法又は定率法	定額法	鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備及び構築物に限る)	定額法、定率法又は 生産高比例法	定額法又は 生産高比例法	平成28年4月1日以後 の取得資産
資産の区分	【現行】	【改正案】										
建物附属設備及び構築物 (鉱業用のこれらの資産を除く)	定額法又は定率法	定額法										
鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備及び構築物に限る)	定額法、定率法又は 生産高比例法	定額法又は 生産高比例法										

1 . 法人課税

番号	項目	内 容	適用開始時期等																										
1-4	欠損金の繰越控除制度等の見直し	<p>欠損金の繰越控除制度等について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 繰越控除限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【現行】</th> <th colspan="2">【改正案】</th> </tr> <tr> <th>事業年度開始日</th> <th>控除限度割合</th> <th>事業年度開始日</th> <th>控除限度割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成27年4月～平成29年3月</td> <td rowspan="2">100分の65</td> <td>平成27年4月～平成28年3月</td> <td>100分の65</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月～平成29年3月</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成29年4月～</td> <td rowspan="2">100分の50</td> <td>平成29年4月～平成30年3月</td> <td>100分の55</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月～</td> <td>100分の50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 繰越期間の延長措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>【現行】</th> <th>【改正案】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青色欠損金の繰越期間、災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を10年へ延長する措置</td> <td>平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額</td> <td>平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額</td> </tr> </tbody> </table>	【現行】		【改正案】		事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合	平成27年4月～平成29年3月	100分の65	平成27年4月～平成28年3月	100分の65	平成28年4月～平成29年3月	100分の60	平成29年4月～	100分の50	平成29年4月～平成30年3月	100分の55	平成30年4月～	100分の50	内容	【現行】	【改正案】	青色欠損金の繰越期間、災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を10年へ延長する措置	平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額	平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額	<p>(1)平成28年4月1日以後に開始する事業年度</p> <p>(2)平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用</p>
【現行】		【改正案】																											
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合																										
平成27年4月～平成29年3月	100分の65	平成27年4月～平成28年3月	100分の65																										
		平成28年4月～平成29年3月	100分の60																										
平成29年4月～	100分の50	平成29年4月～平成30年3月	100分の55																										
		平成30年4月～	100分の50																										
内容	【現行】	【改正案】																											
青色欠損金の繰越期間、災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を10年へ延長する措置	平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額	平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額																											

1 . 法人課税

番号	項目	内 容	適用開始時期等																								
1-5	外形標準課税の拡大 (法人事業税の税率引下げ)	<p>(1)法人事業税の税率の改正 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="712 400 1691 965"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th data-bbox="1023 400 1341 459">【現行】</th> <th data-bbox="1346 400 1691 459">【改正案】</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1023 459 1341 512">平成27年度</th> <th data-bbox="1346 459 1691 512">平成28年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="712 512 1023 564">付加価値割</td> <td data-bbox="1023 512 1341 564">0.72%</td> <td data-bbox="1346 512 1691 564">1.2%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="712 564 1023 617">資本割</td> <td data-bbox="1023 564 1341 617">0.3%</td> <td data-bbox="1346 564 1691 617">0.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 617 797 965" rowspan="3">所得割</td> <td data-bbox="797 617 1023 729">年400万円以下の所得</td> <td data-bbox="1023 617 1341 729">3.1% (1.6%)</td> <td data-bbox="1346 617 1691 729">1.9% (0.3%)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="797 729 1023 857">年400万円超800万円以下の所得</td> <td data-bbox="1023 729 1341 857">4.6% (2.3%)</td> <td data-bbox="1346 729 1691 857">2.7% (0.5%)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="797 857 1023 965">年800万円超の所得</td> <td data-bbox="1023 857 1341 965">6.0% (3.1%)</td> <td data-bbox="1346 857 1691 965">3.6% (0.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 所得割の税率下段のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率であり、当該税率の制限税率を標準税率の2倍（現行：1.2倍）に引き上げる。</p> <p>(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。</p> <p>(2)法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置 資本金1億円超の普通法人のうち平成28年4月1日から平成31年3月31日のまでの間に開始する事業年度に係る付加価値割額が40億円未満の法人について、負担変動軽減措置を講ずる。</p>			【現行】	【改正案】	平成27年度	平成28年度～	付加価値割		0.72%	1.2%	資本割		0.3%	0.5%	所得割	年400万円以下の所得	3.1% (1.6%)	1.9% (0.3%)	年400万円超800万円以下の所得	4.6% (2.3%)	2.7% (0.5%)	年800万円超の所得	6.0% (3.1%)	3.6% (0.7%)	平成28年4月1日以後に開始する事業年度
		【現行】			【改正案】																						
		平成27年度	平成28年度～																								
付加価値割		0.72%	1.2%																								
資本割		0.3%	0.5%																								
所得割	年400万円以下の所得	3.1% (1.6%)	1.9% (0.3%)																								
	年400万円超800万円以下の所得	4.6% (2.3%)	2.7% (0.5%)																								
	年800万円超の所得	6.0% (3.1%)	3.6% (0.7%)																								

1 . 法人課税

番号	項目	内 容	適用開始時期等																			
1-6	外形標準課税の拡大 (地方法人特別税の 税率の引上げ)	<p>地方法人特別税の税率の改正 資本金 1 億円超の普通法人の地方法人特別税の税率を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">【 現 行 】</th> <th colspan="2">【 改 正 案 】</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率</td> <td colspan="2">93.5%</td> <td colspan="2">414.2%</td> </tr> </tbody> </table>		【 現 行 】		【 改 正 案 】		平成27年度		平成28年度		付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	93.5%		414.2%		平成28年4月1日以後に開始する事業年度					
	【 現 行 】			【 改 正 案 】																		
	平成27年度		平成28年度																			
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	93.5%		414.2%																			
1-7	地方法人課税の偏在 是正	<p>(1) 法人住民税法人税割の税率の改正 法人住民税法人税割の税率を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">【 現 行 】</th> <th colspan="2">【 改 正 案 】</th> </tr> <tr> <th>標準税率</th> <th>制限税率</th> <th>標準税率</th> <th>制限税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道府県民税法人税割</td> <td>3.2%</td> <td>4.2%</td> <td>1.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>市町村民税法人税割</td> <td>9.7%</td> <td>12.1%</td> <td>6.0%</td> <td>8.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地方法人税の税率の改正 地方法人税の税率を10.3% (現行 : 4.4%) に引き上げる。</p> <p>(3) 地方法人特別税の廃止 地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元する。</p>		【 現 行 】		【 改 正 案 】		標準税率	制限税率	標準税率	制限税率	道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%	市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%	平成29年4月1日以後に開始する事業年度
	【 現 行 】			【 改 正 案 】																		
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率																		
道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%																		
市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%																		

1 . 法人課税

番号	項目	内 容	適用開始時期等									
1-8	中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例の延長	<p>中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる法人から常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人を除外した上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常時使用 従業員数</th> <th>現行</th> <th>平成28年4月 1日以後取得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000人以下</td> <td>適用可</td> <td>適用可</td> </tr> <tr> <td>1,000人超</td> <td>適用可</td> <td>適用不可</td> </tr> </tbody> </table>	常時使用 従業員数	現行	平成28年4月 1日以後取得	1,000人以下	適用可	適用可	1,000人超	適用可	適用不可	平成30年3月31日までに取得等し、事業供用した減価償却資産
常時使用 従業員数	現行	平成28年4月 1日以後取得										
1,000人以下	適用可	適用可										
1,000人超	適用可	適用不可										
1-9	役員給与等に係る税制の整備	<p>(1) 役員から受ける将来の役務の提供の対価として交付する一定の譲渡制限付株式による給与についての事前確定の届出を不要とする。</p> <p>(2) 利益連動給与の算定指標の範囲にROE（自己資本利益率）その他の利益に関連する一定の指標が含まれることを明確化する。</p>	(明記なし)									
1-10	株式報酬費用の損金算入時期の見直し	法人が個人から受ける将来の役務の提供の対価として、一定の譲渡制限付株式を交付した場合には、その役務の提供に係る費用の額は、原則として、その譲渡制限株式の譲渡制限が解除された日の属する事業年度の損金の額に算入する措置を講ずる。	平成28年4月1日以後に交付の決議がされる株式									
1-11	交際費等の損金不算入制度の延長	交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。	平成30年3月31日までに開始する事業年度									

1 . 法人課税

番号	項目	内 容	適用開始時期等
1-12	中小企業者等以外の法人の欠損金繰戻し還付制度不適用の延長	中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の適用期限を2年延長する。	平成30年3月31日までの間に終了する各事業年度に生じた欠損金まで延長
1-13	雇用促進税制の見直し及び延長	<p>雇用者の数が増加した場合の税額控除制度について、次の見直しを行う。</p> <p>地方拠点強化税制による拡充措置以外の措置について、適用の基礎となる増加雇用者数を地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の増加数（新規雇用に限るものとし、その事業所の増加雇用者数及び法人全体の増加雇用者数を上限とする。）とした上で、その適用期限を2年間延長する。</p> <p>（注）上記の改正に伴い、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の適用の基礎となる雇用者給与等支給増加額から本措置の適用の基礎となった増加雇用者に対する給与等支給額として一定の方法により計算した金額を控除した上、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度と本措置とを重複して適用できることとする。</p> <p>合併、分割等があった場合の増加雇用者数の調整計算について所要の措置を講ずる。</p>	平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度まで延長

1 . 法人課税

番号	項目	内 容	適用開始時期等
1-14	その他の地方創生の推進・特区に係る税制上の支援措置	<p>(1)地方拠点強化税制の拡充 雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）のうち地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る措置について、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度（所得拡大税制）と重複して適用できることとする（所得税についても同様とする）。 なお重複適用する場合には所得拡大税制適用の基礎となる雇用者給与等支給増加額から雇用促進税制適用の基礎となった増加雇用者に対する給与等支給額として一定の方法により計算した金額を控除する。</p> <p>(2)地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設 地域再生法の改正を前提に、法人が同法施行日から平成32年3月31日までの間に地域再生法認定地域再生計画に記載された同法の地方創生推進寄附活用事業（仮称）に関連する寄附金を支出した場合には、法人税、法人事業税及び法人住民税から一定の金額の範囲内において税額控除できることとする。</p>	（明記なし）
1-15	固定資産税・都市計画税の軽減措置	<p>中小企業の生産性向上に関する法律（仮称）の制定を前提に、中小企業者等が同法に規定する認定生産性向上計画（仮称）に記載された生産性向上設備（仮称）のうち一定の機械及び装置の取得をした場合には、当該機械及び装置に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする。</p> <p>（注）上記の「一定の機械及び装置」とは、次の から までのいずれにも該当するものとする。 販売開始から10年以内のもの 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの</p>	中小企業の生産性向上に関する法律（仮称）の施行の日から平成31年3月31日までの間の取得資産（一定の機械及び装置）

1 . 法人課税

番号	項目	内容	適用開始時期等
1-16	事業税の課税標準の算定に係る従業者数の明確化	<p>(1) 次の から に掲げる場合における法人の事業税の課税標準の算定に係る従業者数については、当該事業年度に属する各月の末日現在における従業者数を合計した数値(注)による</p> <p>内国法人が事業年度の中途において国外の事業を開始又は廃止した場合</p> <p>資本金1億円超の普通法人が事業年度の中途において非課税事業又は収入金額課税事業を開始又は廃止した場合</p> <p>非課税事業又は収入金額課税事業を行う資本金1億円超の普通法人が事業年度の中途においてその他事業を開始又は廃止した場合</p> <p>(2) 課税標準の算定期間の中途において国外の事業を開始又は廃止した場合には、国内に主たる事務所又は事業所を有する個人で国外の事業を行うものに係る事業税の課税標準の算定に係る従業者数については、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者数を合計した数値(注)による</p> <p>(注) 事業年度・算定期間中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日・算定期間末日現在における数値</p>	(明記なし)

1 . 法人課税

番号	項 目	内 容	適用開始時期等
1-17	組織再編税制の見直し	<p>組織再編税制について、次の見直しを行う。</p> <p>株式交換又は株式移転（以下「株式交換等」という。）に係る税制について、次の見直しを行う。</p> <p>イ 共同事業を行うための株式交換等に係る適格要件のうち役員継続要件について、株式交換等前の特定役員の全てがその株式交換等に伴って退任をする株式交換等でないこととする。</p> <p>ロ 適格株式交換等により親法人が取得する子法人株式の取得価額について、株主が50人以上である子法人の場合には、その子法人の直前の申告における簿価純資産価額にその後の資本金等の額等の増減を調整したものとする。</p> <p>ハ その他適格要件について、所要の措置を講ずる。</p> <p>共同事業を行うための新設合併、新設分割又は株式移転に係る適格要件のうち株式継続保有要件の判定について明確化する。</p>	(明記なし)

2 . 不動産税制

番号	項目	内容	適用開始時期等
2-1	農地保有に係る固定資産税の評価額の特例の見直し (遊休農地保有に係る課税の強化)	固定資産税の農地の評価額は、正常売買価格に一定の割合(平成27年度の評価替えで0.55)を乗じて計算されているが、一定の遊休農地については、この措置を適用しないこととする。	平成29年度より実施
2-2	保有農地について賃借権等を設定した場合の固定資産税及び都市計画税の課税標準額の特例の新設 (農地保有に係る課税の軽減)	次の要件を満たした場合に、その賃借権等の設定期間に応じて下記図表の期間について、その農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準額を2分の1とする措置を講ずる。 -要件- 10a未満の自作地を除く全ての所有農地について、 農地中間管理事業のために、 設定期間10年以上の賃借権等を新たに設定すること。	2年間 開始時期の明示なし

賃借権等の設定期間	適用を受けられる期間
15年未満	3年間
15年以上	5年間

2 . 不動産税制

番号	項目	内 容			適用開始時期等
2-3	耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の見直し	耐震改修工事、バリアフリー改修工事又は省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、それぞれ下記の見直しを行う。			平成30年3月31日まで延長
		耐震改修工事 固定資産税の減額措置の適用期限を2年3月延長する。			
		バリアフリー改修工事及び省エネ改修工事			
		改正項目	現行	改正案	
		適用期限	平成28年3月31日	平成30年3月31日	
		床面積要件	なし	改修後の住宅の床面積が50㎡以上	
工事費要件 (工事費から除かれる補助金等の範囲)	地方公共団体からの補助金等 1	国又は地方公共団体からの補助金等			
<p>1 改正前の省エネ改修工事については特に規定なし。</p> <p>2 バリアフリー改修工事については、対象となる住宅の表現を下記の通り修正する。</p> <p>改正前：平成19年1月1日に存していた住宅</p> <p>改正後：新築された日から10年以上を経過した住宅</p>					

2 . 不動産税制

番号	項目	内 容	適用開始時期等
2-4	特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の延長	特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。	平成30年3月31日まで延長
2-5	認定低炭素住宅の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の延長	認定低炭素住宅の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。	平成30年3月31日まで延長
2-6	特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の延長	特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。	平成30年3月31日まで延長
2-7	新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長	新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。	平成30年3月31日まで延長
2-8	新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の軽減措置の延長	新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の軽減措置を2年延長する。	平成30年3月31日まで延長
2-9	新築の認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限の2年延長	新築の認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。	平成30年3月31日まで延長

3 . 消費課税

番号	項目	内 容			適用開始時期等		
3-1	消費税の軽減税率制度	(1)軽減税率制度			平成29年4月1日以後		
		商品		【現行】		【改正案】	
		飲食料 品	酒類			8%	10%
			外食サービス			8%	10%
			酒類、外食サービス以外			8%	8%
		新聞	週2回以上発行			8%	8%
			その他			8%	10%
		その他		8%	10%		
		消費税率は地方消費税を合わせた税率					
		(2)適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入			平成33年4月1日以後 (経過措置期間は平成 29年4月1日～平成33 年3月31日)		
	【現行】	【改正案】					
		経過措置期間	経過措置期間後				
制度	請求書等 保存方式	請求書等保存方式 + 経過措置	適格請求書等 保存方式				
仕入税 額控除 の要件	請求書等 の保存	請求書等に一定事 項を明記	適格請求書等の 保存				

3 . 消費課税

番号	項目	内容	適用開始時期等															
3-1	消費税の軽減税率制度	(3)適格請求書発行事業者登録制度	平成33年4月1日以後 (登録事業者の申請 については平成31年4 月1日以後)															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="792 376 949 432">制度</th> <th data-bbox="949 376 1644 432">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="792 432 949 520">事業者登録</td> <td data-bbox="949 432 1644 520">平成31年4月1日から申請を受付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="792 520 949 608">事業者の義務</td> <td data-bbox="949 520 1644 608">適格請求書の交付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="792 608 949 839">義務の免除</td> <td data-bbox="949 608 1644 839">公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送(3万円未満) 卸売市場、農協、漁協等が委託を受けて行う農水産品の譲渡等 自販機による譲渡等(3万円未満) その他請求書等の交付が困難な一定のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="792 839 949 999">適格簡易請求書の交付</td> <td data-bbox="949 839 1644 999">小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業又は駐車場業等の不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業を行う場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="792 999 949 1126">適格請求書等の保存</td> <td data-bbox="949 999 1644 1126">適格請求書又は適格簡易請求書等を交付した適格請求書発行事業者は、交付した書類の写しを保存しなければならない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="792 1126 949 1286">免税点制度との関係</td> <td data-bbox="949 1126 1644 1286">適格請求書発行事業者の登録を受けた課税期間の翌課税期間以後については、適格請求書発行事業者の登録の取消しの届出書の提出が行われな限り、事業者免税点制度は適用しない。</td> </tr> </tbody> </table>		制度	内容	事業者登録	平成31年4月1日から申請を受付	事業者の義務	適格請求書の交付	義務の免除	公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送(3万円未満) 卸売市場、農協、漁協等が委託を受けて行う農水産品の譲渡等 自販機による譲渡等(3万円未満) その他請求書等の交付が困難な一定のもの	適格簡易請求書の交付	小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業又は駐車場業等の不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業を行う場合	適格請求書等の保存	適格請求書又は適格簡易請求書等を交付した適格請求書発行事業者は、交付した書類の写しを保存しなければならない	免税点制度との関係	適格請求書発行事業者の登録を受けた課税期間の翌課税期間以後については、適格請求書発行事業者の登録の取消しの届出書の提出が行われな限り、事業者免税点制度は適用しない。	
		制度		内容														
		事業者登録		平成31年4月1日から申請を受付														
		事業者の義務		適格請求書の交付														
		義務の免除		公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送(3万円未満) 卸売市場、農協、漁協等が委託を受けて行う農水産品の譲渡等 自販機による譲渡等(3万円未満) その他請求書等の交付が困難な一定のもの														
		適格簡易請求書の交付		小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業又は駐車場業等の不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業を行う場合														
		適格請求書等の保存		適格請求書又は適格簡易請求書等を交付した適格請求書発行事業者は、交付した書類の写しを保存しなければならない														
免税点制度との関係	適格請求書発行事業者の登録を受けた課税期間の翌課税期間以後については、適格請求書発行事業者の登録の取消しの届出書の提出が行われな限り、事業者免税点制度は適用しない。																	

3 . 消費課税

番号	項目	内容	適用開始時期等									
3-1	消費税の軽減税率制度	(4)用語の定義										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="790 370 1055 416">用語</th> <th data-bbox="1055 370 1644 416">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="790 416 1055 549">適格請求書等保存方式</td> <td data-bbox="1055 416 1644 549">「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」の保存を、仕入税額控除の要件とする方式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 549 1055 671">適格請求書発行事業者</td> <td data-bbox="1055 549 1644 671">免税事業者以外の事業者で、適格請求書を交付することのできる事業者として登録を受けた事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 671 1055 794">適格請求書</td> <td data-bbox="1055 671 1644 794">適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率、消費税等の一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類</td> </tr> </tbody> </table>		用語	定義	適格請求書等保存方式	「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」の保存を、仕入税額控除の要件とする方式	適格請求書発行事業者	免税事業者以外の事業者で、適格請求書を交付することのできる事業者として登録を受けた事業者	適格請求書	適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率、消費税等の一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類	
		用語		定義								
		適格請求書等保存方式		「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」の保存を、仕入税額控除の要件とする方式								
		適格請求書発行事業者		免税事業者以外の事業者で、適格請求書を交付することのできる事業者として登録を受けた事業者								
適格請求書	適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率、消費税等の一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類											
適格請求書等保存方式	「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」の保存を、仕入税額控除の要件とする方式											
適格請求書発行事業者	免税事業者以外の事業者で、適格請求書を交付することのできる事業者として登録を受けた事業者											
適格請求書	適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率、消費税等の一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類											

3 . 消費課税

番号	項目	内 容	適用開始時期等							
3-1	消費税の軽減税率制度	(5)区分経理に対応するための経過措置	平成29年4月1日以後							
		項目		経過措置期間 ~平成30年3月31日 ~平成33年3月31日						
		帳簿記載事項		軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨						
		請求書等記載事項		軽減対象課税資産の譲渡等である旨 税率の異なるごとに合計した対価の額						
		卸売業及び小売業の簡便計算		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1032 778 1339 1023">基準期間課税売上5千万円以下</td> <td colspan="2" data-bbox="1339 778 1688 901">売上税額の簡便計算適用有</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 1023 1339 1267">基準期間課税売上5千万円超</td> <td data-bbox="1339 1023 1563 1267">仕入税額の簡便計算適用有</td> <td data-bbox="1563 1023 1688 1267">適用なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 1267 1339 1455"></td> <td data-bbox="1339 1267 1563 1455">売上税額及び仕入税額の簡便計算適用有</td> <td data-bbox="1563 1267 1688 1455">適用なし</td> </tr> </table>	基準期間課税売上5千万円以下	売上税額の簡便計算適用有		基準期間課税売上5千万円超	仕入税額の簡便計算適用有	適用なし
基準期間課税売上5千万円以下	売上税額の簡便計算適用有									
基準期間課税売上5千万円超	仕入税額の簡便計算適用有	適用なし								
	売上税額及び仕入税額の簡便計算適用有	適用なし								
<p>(注1) 売上税額及び仕入税額の簡便計算 国内において行う課税資産の譲渡等を税率の異なるごとに区分することにつき、困難な事情があるときは、次頁の通り簡便的な計算ができる。</p>										

3 . 消費課税

番号	項目	内 容		適用開始時期等												
3-1	消費税の軽減税率制度	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="799 360 1211 416">課税売上又は課税仕入</th> <th data-bbox="1211 360 1691 416">計算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="799 416 891 507" rowspan="2">課 税 売 上</td> <td data-bbox="891 416 1211 507">軽減対象税込売上</td> <td data-bbox="1211 416 1691 507">税込売上 × 一定の軽減対象割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="891 507 1211 576">軽減対象外税込売上</td> <td data-bbox="1211 507 1691 576">税込売上 - 軽減対象税込売上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 576 891 667" rowspan="2">課 税 仕 入</td> <td data-bbox="891 576 1211 667">軽減対象税込仕入</td> <td data-bbox="1211 576 1691 667">税込仕入 × 一定の軽減対象割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="891 667 1211 735">軽減対象外税込仕入</td> <td data-bbox="1211 667 1691 735">税込仕入 - 軽減対象税込仕入</td> </tr> </tbody> </table>		課税売上又は課税仕入	計算方法	課 税 売 上	軽減対象税込売上	税込売上 × 一定の軽減対象割合	軽減対象外税込売上	税込売上 - 軽減対象税込売上	課 税 仕 入	軽減対象税込仕入	税込仕入 × 一定の軽減対象割合	軽減対象外税込仕入	税込仕入 - 軽減対象税込仕入	
		課税売上又は課税仕入	計算方法													
		課 税 売 上	軽減対象税込売上	税込売上 × 一定の軽減対象割合												
			軽減対象外税込売上	税込売上 - 軽減対象税込売上												
		課 税 仕 入	軽減対象税込仕入	税込仕入 × 一定の軽減対象割合												
			軽減対象外税込仕入	税込仕入 - 軽減対象税込仕入												
<p>一定の軽減対象割合とは、通常事業を行う連続する10日営業日の課税資産の譲渡等に占める軽減対象課税資産の譲渡等の割合又は卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等に占める軽減対象課税資産の譲渡等にのみ要するものの割合をいう。</p>																
<p>(6)簡易課税制度の適用時期の特例 基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者（免税事業者を除く）が、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの日の属する課税期間の末日までに、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認める。</p>																

3 . 消費課税

番号	項目	内容	適用開始時期等								
3-2	車体課税の見直し	(1)自動車取得税の廃止（平成29年3月31日をもって廃止） (2)自動車税及び軽自動車税における環境性能割（仮称）の創設	平成29年4月1日以後								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車税</td> <td>自動車税排気量割（仮称）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自動車税環境性能割（仮称）</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>軽自動車税排気量割（仮称）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自動車税環境性能割（仮称）</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正案	自動車税	自動車税排気量割（仮称）		自動車税環境性能割（仮称）	軽自動車税	軽自動車税排気量割（仮称）
現行	改正案										
自動車税	自動車税排気量割（仮称）										
	自動車税環境性能割（仮称）										
軽自動車税	軽自動車税排気量割（仮称）										
	自動車税環境性能割（仮称）										
		(3)グリーン化特例の見直し及び延長 下記自動車税及び軽自動車税税制につき適用期限を1年延長する。 環境負荷の小さい自動車に係る自動車税の軽課税 環境負荷の大きい自動車に係る自動車税の重課税 軽自動車税に係る軽課税	平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に新規に取得した自動車等（については取得から一定期間経過した自動車等）								
3-3	輸出物品販売場制度の見直し	(1)免税販売対象の下限額は次のとおりとする。	平成28年5月1日以後に行われる課税資産の譲渡等又は輸出物品販売場の許可申請について適用 (5)については、平成28年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用)								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象品目</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般物品</td> <td>1万円超</td> <td>5千円以上</td> </tr> <tr> <td>消耗品</td> <td>5千円超</td> <td>5千円以上</td> </tr> </tbody> </table>		対象品目	現行	改正案	一般物品	1万円超	5千円以上	消耗品	5千円超
対象品目	現行	改正案									
一般物品	1万円超	5千円以上									
消耗品	5千円超	5千円以上									
		(2)一定の場合における購入記録票の作成等の手続省略 (3)大規模小売店舗の設置者が商店街振興組合等の組合員である場合、これらの組合に係る地域を一の特定商業施設として手続委託型輸出物品販売場の設置が認められる (4)購入者誓約書の保存につき、電磁的記録の保存を認める (5)免税対象物品から金又は白金の地金を除外する									

3 . 消費課税

<p>3-4</p>	<p>1千万円以上の高額資産を取得した場合における消費税の中小事業者に対する特例措置の適用関係の見直し</p>	<p>(1)事業者（免税事業者を除く。）が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に国内における高額資産の仕入れ等を行った場合</p> <table border="1" data-bbox="813 323 1677 517"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高額資産仕入課税期間</td> <td>課税</td> <td>課税</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>免税・簡易適用可能</td> <td>免税・簡易適用不可</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>免税・簡易適用可能</td> <td>免税・簡易適用不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)高額資産とは、一取引単位につき、支払対価の額が税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産とする。</p> <p>(2)自己建設資産については下記の通り建設期間中も(1)の措置を講じる</p> <table border="1" data-bbox="813 703 1677 1023"> <thead> <tr> <th>課税期間</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設費用が1千万円以上となった課税期間</td> <td>課税</td> <td>課税</td> </tr> <tr> <td>建設期間中</td> <td>免税・簡易適用可能</td> <td>免税・簡易適用不可</td> </tr> <tr> <td>建設完了した課税期間</td> <td>免税・簡易適用可能</td> <td>免税・簡易適用不可</td> </tr> <tr> <td>建設完了2年目</td> <td>免税・簡易適用可能</td> <td>免税・簡易適用不可</td> </tr> <tr> <td>建設完了3年目</td> <td>免税・簡易適用可能</td> <td>免税・簡易適用不可</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正案	高額資産仕入課税期間	課税	課税	2年目	免税・簡易適用可能	免税・簡易適用不可	3年目	免税・簡易適用可能	免税・簡易適用不可	課税期間	現行	改正案	建設費用が1千万円以上となった課税期間	課税	課税	建設期間中	免税・簡易適用可能	免税・簡易適用不可	建設完了した課税期間	免税・簡易適用可能	免税・簡易適用不可	建設完了2年目	免税・簡易適用可能	免税・簡易適用不可	建設完了3年目	免税・簡易適用可能	免税・簡易適用不可	<p>平成28年4月1日以後に高額資産の仕入れ等を行った場合に適用（平成27年12月31日までに締結した契約に基づき平成28年4月1日以後に高額資産の仕入れ等を行った場合には適用しない）</p>
	現行	改正案																															
高額資産仕入課税期間	課税	課税																															
2年目	免税・簡易適用可能	免税・簡易適用不可																															
3年目	免税・簡易適用可能	免税・簡易適用不可																															
課税期間	現行	改正案																															
建設費用が1千万円以上となった課税期間	課税	課税																															
建設期間中	免税・簡易適用可能	免税・簡易適用不可																															
建設完了した課税期間	免税・簡易適用可能	免税・簡易適用不可																															
建設完了2年目	免税・簡易適用可能	免税・簡易適用不可																															
建設完了3年目	免税・簡易適用可能	免税・簡易適用不可																															
<p>3-5</p>	<p>事業者向け電気通信利用役務の提供に係る消費税の内外判定基準の見直し</p>	<p>特定仕入れ（リバースチャージ方式）に関する内外判定については下記の通りとする</p> <table border="1" data-bbox="813 1129 1677 1433"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>役務提供地</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国内</td> <td>国内本支店等</td> <td rowspan="2">国内取引として課税</td> <td>国内取引として課税</td> </tr> <tr> <td>国外支店等</td> <td>国外取引として対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国外</td> <td>国内支店等（恒久的施設）</td> <td rowspan="2">国外取引として対象外</td> <td>国内取引として課税</td> </tr> <tr> <td>国外本支店等</td> <td>国外取引として対象外</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	役務提供地	現行	改正案	国内	国内本支店等	国内取引として課税	国内取引として課税	国外支店等	国外取引として対象外	国外	国内支店等（恒久的施設）	国外取引として対象外	国内取引として課税	国外本支店等	国外取引として対象外	<p>平成29年1月1日以後に行われる特定仕入れについて適用</p>														
事業者	役務提供地	現行	改正案																														
国内	国内本支店等	国内取引として課税	国内取引として課税																														
	国外支店等		国外取引として対象外																														
国外	国内支店等（恒久的施設）	国外取引として対象外	国内取引として課税																														
	国外本支店等		国外取引として対象外																														

4 . 個人所得課税

番号	項目	内 容	適用開始時期等
4-1	空き家に係る譲渡所得の特別控除の創設	<p>相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋（昭和56年5月31日以前に建築された家屋（区分所有建築物を除く）であって、当該相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものに限る。以下「被相続人居住用家屋」という）及び当該相続の開始の直前において当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等を当該相続により取得をした個人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に、次に掲げる譲渡（当該相続の時から当該相続の開始があった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものに限るものとし、当該譲渡の対価の額が1億円を超えるものを除く）をした場合には、当該譲渡に係る譲渡所得の金額について居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除を適用することができることとする。</p> <p>当該被相続人居住用家屋（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の譲渡又は当該被相続人居住用家屋とともにするその敷地の用に供されている土地等の譲渡</p> <p>イ 当該相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。</p> <p>ロ 当該譲渡の時において地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準に適合するものであること。</p> <p>当該被相続人居住用家屋（イに掲げる要件を満たす者に限る。）の除却をした後におけるその敷地の用に供されていた土地等（ロに掲げる要件を満たすものに限る。）の譲渡</p> <p>イ 当該相続の時から当該除却の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。</p> <p>ロ 当該相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。</p> <p>（注1）当該譲渡の対価の額と当該相続の時から当該譲渡をした日以後の一定の譲渡の対価の額の合計額が1億円を超える場合には、本特例は適用しない。</p> <p>（注2）本特例は、確定申告書に一定の書類の添付がある場合に適用するものとする。</p> <p>（注3）相続財産に係る譲渡所得の課税の特例との選択適用等、所要の措置を講ずる。</p>	平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間の譲渡

4 . 個人所得課税

番号	項目	内 容	適用開始時期等
4-2	住宅の三世帯同居改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例の創設	<p>個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の三世帯同居改修工事を含む増改築等（以下「三世帯同居改修工事等」という。）をして、当該居住用の家屋を平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間にその者の居住の用に供した場合を特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の対象に追加し、その三世帯同居改修工事等に充てるために借り入れた次に掲げる住宅借入金等の年末残高（1,000万円を限度）の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に相当する金額の合計額を所得税の額から控除する。この特例は、住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とし、控除期間は5年とする。</p> <p>（イ） 一定の三世帯同居改修工事等に係る工事費用（250万円を限度）に相当する住宅借入金等の年末残高 2%</p> <p>（ロ）（イ）以外の住宅借入金等の年末残高 1%</p> <p>（注1）上記の「一定の三世帯同居改修工事」とは、調理室、浴室、便所又は玄関のいずれかを増設する工事（改修後、 から までのいずれか2つ以上が複数となるものに限る。）であって、その工事費用（補助金等の交付がある場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額）の合計額が50万円を超えるものをいう。</p> <p>（注2）適用対象となる住宅借入金等は、償還期間5年以上の住宅借入金等とする。</p> <p>（注3）三世帯同居改修工事等の証明書の発行は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関等が行うものとする。以下4-3において同じ。</p> <p>（注4）その他の要件は、現行の住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の要件と同様とする。</p>	平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間の居住

4 . 個人所得課税

番号	項目	内 容	適用開始時期等
4-3	既存住宅に係る三世帯同居改修工事をした場合の所得税額の特別控除の創設	<p>イ 個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の三世帯同居改修工事をして、当該居住用の家屋を平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に、その者の居住の用に供した場合を既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の適用対象に追加し、その三世帯同居改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除する。</p> <p>(注1) 上記の「一定の三世帯同居改修工事」とは、調理室、浴室、便所又は玄関のいずれかを増設する工事(改修後、 から までのいずれか2つ以上が複数となるものに限る。)であって、その工事に係る標準的な工事費用相当額(補助金等の交付がある場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額)が50万円を超えること等の要件を満たすものをいう。</p> <p>(注2) 上記の「標準的な工事費用相当額」とは、三世帯同居改修工事の改修部位ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に当該三世帯同居改修工事を行った箇所数を乗じて計算した金額をいう。</p> <p>(注3) その年の前年以前3年内の各年分において本税額控除の適用を受けた者はその年分においては本税額控除の適用を受けることはできない。</p> <p>(注4) その年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合には、本税額控除は適用しない。</p> <p>ロ 上記イの税額控除は、確定申告書に、当該控除に関する明細書、三世帯同居改修工事が行われた家屋である旨を証する書類及び登記事項証明書その他の書類の添付がある場合に適用するものとする。</p> <p>ハ 上記イの税額控除は、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除又は特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の適用を受ける場合には、適用しない。</p>	平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間の居住

4 . 個人所得課税

番号	項目	内容	適用開始時期等
4-4	セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設	<p>健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除する。</p> <p>（注1）上記の「一定の取組」とは、次の検診等又は予防接種（医師の関与があるものに限る。）をいう。</p> <p style="padding-left: 40px;">特定健康診査 予防接種 定期健康診断 健康診査 がん検診</p> <p>（注2）上記の「一定のスイッチOTC医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）をいう。</p> <p>（注3）本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。</p>	平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間
4-5	通勤手当の非課税限度額の引上げ	通勤手当の非課税限度額を月額15万円（現行：10万円）に引き上げる。	平成28年1月1日以後に受けるべき通勤手当

4 . 個人所得課税

番号	項目	内 容	適用開始時期等
4-6	上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象範囲の拡充	上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる上場株式等の譲渡の範囲に、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例又は贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用により行ったものとみなされた譲渡を加える。	(明記なし)
4-7	出国によりNISA口座を廃止する場合	NISA口座を開設している居住者等が出国によりNISA口座を廃止する場合において、その者が出国の日の3月前の日における有価証券等の価額により国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用を受けるときは、そのNISA口座内の上場株式等を、出国の日の3月前の日の価額により譲渡し、かつ、再び取得したものととして譲渡所得等の非課税措置を適用する。 ジュニアNISAについても同様とする。	(明記なし)
4-8	その他の特例の延長・拡充	(1)特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を2年延長する。 (2)居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。 (3)特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。 (4)次に掲げる住宅取得等に係る措置について、現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の新築若しくは取得又は増改築等をした場合についても適用できることとする。 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 その他一定の所得税額の特別控除	(4)については平成28年4月1日以後の住宅の新築若しくは取得又は増改築等

5 . 資産課税

番号	項目	内 容	適用開始時期等
5-1	贈与等時課税制度 (修正又は更正の請求)	<p>相続の開始の日の属する年分の所得税について贈与等時課税制度（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）の適用を受けた居住者につき次に掲げる事由が生じたことにより、非居住者に移転した有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約（以下「対象資産」という）が当初申告と異なることとなった場合には、その居住者の相続人は、その事由が生じた日から4月以内に、その相続の開始の日の属する年分の所得税について、税額が増加する場合等には修正申告書を提出しなければならないこととし、税額が減少する場合等には更正の請求ができることとする。</p> <p>イ 未分割財産について民法の規定による相続分の割合に従って対象資産の移転があったものとして贈与等時課税制度の適用があった後に、遺産分割が行われたこと。</p> <p>ロ 強制認知の判決の確定等により相続人に異動が生じたこと</p> <p>ハ 遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと</p> <p>ニ 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと</p> <p>ホ 相続等により取得した財産について権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと</p> <p>ヘ 条件付きの遺贈について、条件が成就したこと</p>	平成28年1月1日以後に左記イからへまでの事由が生じた場合
5-2	国外転出時課税税度 及び贈与等時課税制度 (納税猶予)	国外転出時課税制度又は贈与等時課税制度の適用がある場合の納税猶予に係る期限の満了に伴う納期限を、国外転出の日又は贈与の日若しくは相続開始の日から5年4月を経過する日（現行：5年を経過する日）とする。	平成28年1月1日以後に納税猶予に係る期限の満了日が到来する場合

5 . 資産課税

番号	項 目	内 容	適用開始時期等
5-3	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、その対象となる不妊治療に要する費用には薬局に支払われるものが含まれること等を明確化する。	(明記なし)

6 . 国際課税

番号	項 目	内 容	適用開始時期等
6-1	外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書の対象範囲の拡大	<p>外国親法人等から付与された株式等を取得する権利の行使等に関する調書の対象となる経済的利益の供与等を受けた者の範囲に、次に掲げる者を加える。</p> <p>(1) 外国法人の子会社である内国法人等の役員または使用人であった居住者</p> <p>(2) 外国法人の子会社である内国法人等の役員または使用人である非居住者で国内源泉所得となる経済的な利益の供与等を受けた者</p>	(明記なし)

6 . 国際課税

番号	項目	内容	適用開始時期等
6-2	<p>移転価格税制に係る文書化 <「BEPSプロジェクト」の 行動計画への対応></p>	<p>1.国別報告事項の提出 多国籍企業グループの最終親事業体である内国法人等は、当該多国籍企業グループが事業を行う国ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納付税額その他の事項を最終親事業体の会計年度終了の日の翌日から1年を経過する日までに、e-taxにより税務署長に提出しなければならない。ただし、直前事業年度の連結総収入金額が1,000億円未満の場合は、提出義務を免除。</p> <p>2.事業概況報告事項（マスターファイル） 多国籍企業グループの構成事業体である内国法人等は、当該多国籍企業グループの組織構造、事業の概要、財務状況その他必要な事項を、最終親事業体の会計年度終了の日の翌日から1年を経過する日までに、e-taxにより税務署長に提出しなければならない。ただし、直前事業年度の連結総収入金額が1,000億円未満の場合は、提出義務を免除。</p> <p>3.独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル） 国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類を確定申告書の提出期限までに作成し、原則として、7年間保存しなければならない。ただし、前期の取引金額が50億円未満、かつ、前期の無形資産取引金額が3億円未満である国外関連者との取引については、作成・保存義務を免除。</p>	<p>1.2. 平成28年4月1日以後に開始する最終親事業体の会計年度より適用</p> <p>3. 平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税から適用</p>

7 . 納税環境整備

番号	項目	内容	適用開始時期等												
7-1	クレジットカード納付の創設	<p>国税の納付手段の多様化を図る観点から、納税者がインターネットを利用したクレジットカード決済による納付を可能とする。</p> <p>納税者が、国税庁長官が指定する納付受託者であるクレジットカード会社に納付手続きを委託することとする。この場合には、クレジットカード会社が、納付手続きの受託を受けた日に国税の納付があったものとみなして、延滞税、利子税等に関する規定を適用する。</p> <p>適正なクレジットカード決済による納付を実現するために、納付受託者の指定・取消し、納付受託者の納付義務及び帳簿保存義務等の所要の措置を講ずる。</p>	平成29年1月4日以後に国税の納付を委託する場合に適用												
7-2	加算税制度の見直し (新たな加算税の導入)	<p>事前通知を受けて修正申告を行う場合の加算税の見直し</p> <p>「事前通知(注1)」から「更正予知(注2)」までの期間でなされた修正申告等に関して、次の新たな加算税の対象とする。</p> <table border="1" data-bbox="707 885 1659 1177"> <thead> <tr> <th>申告の種類</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修正申告に基づく過少申告加算税</td> <td>0%</td> <td>5% (10%)</td> <td>注3</td> </tr> <tr> <td>期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税</td> <td>5%</td> <td>10% (15%)</td> <td>注4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1： 調査を行う旨、 調査対象税目及び 調査対象期間に関する通知 注2： その調査があることにより更正又は決定があることの予知 注3： 期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10% 注4： 納付すべき税額が50万円を超える部分は15%</p>	申告の種類	現行	改正案	備考	修正申告に基づく過少申告加算税	0%	5% (10%)	注3	期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税	5%	10% (15%)	注4	平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用
申告の種類	現行	改正案	備考												
修正申告に基づく過少申告加算税	0%	5% (10%)	注3												
期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税	5%	10% (15%)	注4												

7 . 納税環境整備

番号	項目	内容	適用開始時期等															
7-3	加算税制度の見直し (加重措置の導入)	<p>短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加重措置の導入</p> <p>「期限後申告等(注1)」があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税(更正予知によるものに限る。)又は重加算税を課されたことがあるときは、加算税の割合に10%の加重措置を課す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申告の状況</th> <th>加算税の種類</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無申告</td> <td>無申告加算税</td> <td>15% (20%)</td> <td>25% (30%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮装 ・隠蔽</td> <td>重加算税(過少・不納付)</td> <td>35%</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>重加算税(無申告)</td> <td>40%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 期限後申告若しくは修正申告(更正予知によるものに限る。)又は更正若しくは決定等</p> <p>注2: 表中の()書は、納付すべき税額が50万円を超える部分に関する加算税の割合。</p> <p>なお、地方税も同様の見直しを行う。</p>	申告の状況	加算税の種類	現行	改正案	無申告	無申告加算税	15% (20%)	25% (30%)	仮装 ・隠蔽	重加算税(過少・不納付)	35%	45%	重加算税(無申告)	40%	50%	平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税及び地方税について適用
申告の状況	加算税の種類	現行	改正案															
無申告	無申告加算税	15% (20%)	25% (30%)															
仮装 ・隠蔽	重加算税(過少・不納付)	35%	45%															
	重加算税(無申告)	40%	50%															

7 . 納税環境整備

番号	項目	内 容	適用開始時期等	
7-4	個人番号記載の対象書類の見直し	提出者等の個人番号を記載しなければならないこととされている税務関係書類（申告書及び調書等を除く。）のうち、次の書類について、提出者等の個人番号の記載を要しないこととする。	<p>(1) 平成29年1月1日以後に提出すべき書類について適用</p> <p>(2) 平成28年4月1日以後に提出すべき書類について適用</p>	
		個人番号の記載を不要とする税務関係書類		具体的な税務関係書類の例
		<p>(1) 申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類</p> <p>(2) 税務署長等には提出されず、所得把握の適正化・効率化も損なわないことから、個人番号の記載を要しないと認められる書類</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税の青色申告承認申請書 ・ 消費税簡易課税制度選択届出書 ・ 納税の猶予申請書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非課税貯蓄申込書 ・ 財産形成非課税住宅貯蓄申込書 ・ 非課税口座廃止届出書

7 . 納税環境整備

番号	項目	内容	適用開始時期等						
7-5	国税関係書類に係る スキャナ保存制度の 見直し	<p> 国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、見直しを行う。 (1) 国税関係書類(契約書、領収書等の重要書類に限る。)のスキャナ保存に係る承認の要件 国税関係書類の受領等後、当該受領等をする者が当該国税関係書類に署名を行い、3日以内にタイムスタンプを付す。 記録する国税関係書類がJIS規格A4以下の大きさである場合には、国税関係書類の大きさに関する情報の保存を要しない。 適正事務処理要件のうち、相互けん制要件及び定期検査要件については、次の通りとする。 </p> <table border="1" data-bbox="712 663 1662 906"> <tbody> <tr> <td data-bbox="712 663 969 727"></td> <td data-bbox="969 663 1662 727"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 727 969 815">相互けん制要件</td> <td data-bbox="969 727 1662 815"> 国税関係書類の受領等をする者以外の者による記録事項の確認で足りる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 815 969 906">定期検査要件</td> <td data-bbox="969 815 1662 906"> 定期検査を終了するまで必要とされている国税関係書類の原本を本店、支店等に保存する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p> 中小企業基本法に定める小規模企業者の場合、定期検査要件は税務代理人による検査で足り、相互けん制要件は不要とできる。 (2) その他 スキャナについて、原稿台と一体となったものに限定する要件を廃止する等の所要の措置を講ずる。 </p> <p> 「スキャナ」とは、原稿をデジタル画像にデータ変換する入力装置を指し、デジタルカメラやスマートフォン等の機器も含まれる。 </p>			相互けん制要件	国税関係書類の受領等をする者以外の者による記録事項の確認で足りる。	定期検査要件	定期検査を終了するまで必要とされている国税関係書類の原本を本店、支店等に保存する。	平成28年9月30日以後 に行う承認申請について適用
相互けん制要件	国税関係書類の受領等をする者以外の者による記録事項の確認で足りる。								
定期検査要件	定期検査を終了するまで必要とされている国税関係書類の原本を本店、支店等に保存する。								

7 . 納税環境整備

番号	項目	内容	適用開始時期等
7-6	扶養控除等申告書等への個人番号の記載の省略	<p>従業員等が、勤務先等に対して次に掲げる申告書を提出する場合において、その勤務先等が過去に提出された申告書に基づいて、その従業員等の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、その従業員は、2回目以降に提出する申告書に個人番号の記載を要しないものとする。</p> <p>給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書 退職所得の受給に関する申告書（退職所得申告） 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書</p>	平成29年分以後の所得税について適用
7-7	延滞税額等の計算期間の見直し	<p>最高裁判決（平成26年12月12日）を踏まえ、申告後に減額更正がなされ、その後増額更正又は修正申告があった場合の延滞税等について、次の措置を講ずる。</p> <p>（1）「増額更正等により納付すべき税額（注1）」について、「その申告により納付すべき税額の納付日から増額更正等までの間（注2）」は、延滞税を課さないこととする。但し、申告により納付すべき税額のうち、未納の税額については、減額更正（注3）までの間は、延滞税の対象とする。</p> <p>（注1）その申告により納付すべき税額のうち、減額更正前に納付がされた部分に限る。</p> <p>（注2）減額更正が納税者からの更正の請求に基づきされたものである場合にあっては、その減額更正がされた日から1年を経過する日までの期間を除く。</p> <p>（注3）減額更正が納税者からの更正の請求に基づきなされたものである場合にあっては、その減額更正がされた日から1年を経過する日</p> <p>（2）「増額更正等により納付すべき税額（注4）」については、加算税を課さないこととする。</p> <p>（注4）その期限内申告があった場合において、その申告税額に達するまでの部分に限る。</p> <p>（3）地方税も同様の見直しを行う。</p>	<p>（1）平成29年1月1日以後の期間に対応する延滞税及び延滞金について適用</p> <p>（2）平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税及び地方税について適用</p>

本資料は自由民主党・公明党「平成28年度税制改正大綱（平成27年12月16日）」及び財務省資料、日本経済新聞に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

(この資料に関するお問い合わせ先)

辻・本郷 税理士法人

東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階

TEL : 03-5323-3301 (代表)

FAX : 03-5323-3302

URL: <http://www.ht-tax.or.jp>